

令和5年第5回太良町議会（定例会第4回）会議録（第1日）						
招集年月日	令和5年12月8日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和5年12月8日	9時31分	議長	江口孝二	
	散会	令和5年12月8日	10時29分	議長	江口孝二	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大鋸美里	出	7番	竹下泰信	出
	2番	森田政則	出	8番	田川浩	出
	3番	峰正雄	出	9番	所賀廣	出
	4番	江口孝二	出	10番	川下武則	出
	5番	山口一生	出	11番	坂口久信	出
	6番	待永るい子	出			
会議録署名議員	8番	田川浩	9番	所賀廣	10番	川下武則
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今泉哲也		(書記) 下川慎二			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸	環境水道課長	川崎和久		
	副町長	每原哲也	農林水産課長	今田徹		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	羽鶴修一		
	総務課長	津岡徳康	建設課長	浦川豊喜		
	財政課長	西村芳幸	会計管理者	山崎浩二		
	企画商工課長	萩原昭彦	学校教育課長	與猶正弘		
	町民福祉課長	森川陽子	社会教育課長	安本智樹		
	健康増進課長	中溝忠則	太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和5年12月8日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 議員派遣の件について
日程第5 行政報告について
日程第6 議案一括上程
町長提案 諮問第4号
議案第72号～議案第95号
町長の提案理由の説明
日程第7 委員長報告
総務常任委員会（行政視察）
経済建設常任委員会（所管事務調査）

午前9時31分 開会

○議長（江口孝二君）

皆さんおはようございます。

令和5年12月定例会の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、御出席いただき、厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから令和5年第5回太良町議会定例会第4回を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程がございますので、御覧願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（江口孝二君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会議の署名議員として8番田川議員、9番所賀議員、10番川下議員、以上3名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（江口孝二君）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

表紙の次、1ページを御覧願います。

本会期案につきましては、去る12月5日、議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本日から12月15日までの8日間といたしております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日から12月15日までの8日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（江口孝二君）

日程第3. 諸般の報告について、11月29日、NHKホールで行われた第67回町村議会議長全国大会について御報告いたします。

全国の町村議会の総意を結集し、町村議会議員が一貫して築き上げてきた地方自治の精神と原則に立ち、住民自治に基づく個性と活力に満ちた町村の実現を期すため、一致結束する大会が開催され、1つ、東日本大震災からの復興、原子力発電所事故への対応及び大規模災害対策に関すること。1つ、少子化対策の推進とこども・子育て政策の強化を求めること。1つ、農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立に関すること。

以上3項目についての特別決議として、町村が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを行われるよう、国と地方が確固たる信頼の下、安定的かつ効果的な施策を展開していくため、1つ、議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備、1つ、地方創生とデジタル化のさらなる推進、1つ、町村財政の強化、1つ、農業・農村振興対策の強化、1つ、水産業・漁村振興対策の強化、1つ、地域商工業等振興対策の強化など、28項目の要請が決議されました。

最後に、都市と農山漁村が共生する持続可能な社会を確立するためには、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実により、少子化対策及びこども・子育て政策、デジタル社会、脱炭素社会の推進など、真の地方創生とデジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組を強力に進めていく必要がある。また、こうした取組を町村の実情に沿って展開していくためには、町村議会の活性化や住民の議会に関する関心、理解を深めること等も必要であり、議会の機能強化及び多様な人材が議会に参画するための環境整備が不可欠であり、一致結束して果敢に行動していくことを誓うという宣言文が読み上げられ、閉会となりました。

そのほか、11月13日には日本教育会館一ツ橋ホールで行われた全国過疎地域自立促進連盟の第56回定期総会に出席してまいりました。

2つの大会の宣言文等についてはお手元に資料を配付しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、10月5日、全国町村会館において令和5年度市区町村長及び市町村議会議長総務大臣表彰式が行われ、坂口前議長が永年地方議会議長として地方自治行政に貢献された功績を

たたえられ表彰がありましたので、ただいまより伝達式を行います。

○議会事務局長（今泉哲也君）

それでは、市町村議会議長総務大臣表彰伝達を行います。

議長12年以上の表彰です。坂口前議長は中央にお進みください。

○議長（江口孝二君）

表 彰 状

佐賀県太良町 坂 口 久 信 殿

あなたは多年にわたり、町議会議長として公正な議会運営に尽力され、地方自治の発展向上に大きく貢献されました

よって、ここにその功績をたたえ表彰します

令和5年10月5日

総務大臣 鈴木 淳 司

おめでとうございます。

○議会事務局長（今泉哲也君）

坂口前議長は自席へお戻りください。

以上で伝達式を終わります。

○議長（江口孝二君）

諸般の報告を続けます。

会議規則第123条の規定により、9月定例会から今定例会までに派遣した議員については、議案集5ページのとおりです。

次に、監査委員より9月定例会から今定例会までに実施された例月出納検査、随時監査等の監査結果報告がなされております。お手元に報告書の写しを配付しておりますので、後で御覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議員派遣の件について

○議長（江口孝二君）

日程第4. 議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第123条の規定により、お手元に配付しております議案集6ページのとおり派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、派遣することに決定いたしました。

ただいま議決されました議員派遣に変更がありました場合の措置につきましては、議長に委任されたいと思います。

日程第5 行政報告について

○議長（江口孝二君）

日程第5．行政報告についてを議題といたします。

町長より行政報告の申出がっておりますので、許可いたします。

○町長（永淵孝幸君）

皆さんおはようございます。

本日ここに、令和5年12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

それでは、行政報告を申し上げます。

去る11月15日に開催されました全国町村長大会について御報告いたします。

決議文は、次のとおりであります。

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化、伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全など、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の心のふるさとである農山漁村を次世代に引き継ぐことが我々の責務である。しかしながら、東京一極集中が続く中で、町村は急速な少子・高齢化や人口減少、重要な産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。このような中、物価高騰等により国民生活及び経済活動への影響が深刻化しており、加えて自然災害も頻発している。国と地方は、総力を挙げて度重なる災害からの復旧、復興と国土強靱化、東京一極集中の是正と地方創生推進による分散型国づくりに取り組んでいかななくてはならない。我々町村長は、相互の連携を一層強固なものにしながら、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を生かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくりに邁進する決意である。よって、町村が自主的、自立的に様々な施策を展開し得るよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

1つ、少子化対策を推進し、こども・子育て政策を強化すること。1つ、実効ある経済対策による地域経済の再生を図ること。1つ、農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立を図ること。1つ、東日本大震災、豪雨災害などからの復旧・復興の加速と全国的な防災・減災対策、国土強靱化を推進すること。1つ、東京一極集中を是正し、分散型の国づくりを強力に推進すること。1つ、デジタル田園都市国家構想交付金等を拡充し、デジタルを活用した地域活性化と地方創生のさらなる推進を図ること。1つ、町村にとって最重要課題である地方交付税等の一般財源総額を確保すること。1つ、情報推進基盤とそのネットワークの一層の整備をはじめとするデジタル化施策を積極的に推進すること。1つ、地方

分権改革を推進すること。1つ、地域からの脱炭素化推進を図ること。1つ、田園回帰の時代を開き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。1つ、森林整備の促進と国産木材の需要拡大などを通じた林業の振興と山村の活性化を図ること。1つ、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評対策、水産業支援などの徹底を図るとともに、水産業の振興、漁村の活性化に取り組むこと。1つ、森林環境譲与税の対象となる森林、森林面積割合を見直すこと。1つ、ゴルフ場利用税を断固として堅持すること。1つ、参議院の合区を早急に解消すること。1つ、領土、外交問題、国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。

以上を決議いたしました。

また、少子化対策の推進とこども・子育て政策の強化に関する特別決議、森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する特別決議、農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立などに関する特別決議のほか、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議を行いました。

そのほかに、関係団体会議等として、安全・安心な道づくりを求める全国大会、治水事業促進全国大会、九州地方国道整備促進総決起大会、災害復旧促進全国大会、全国過疎地域連盟定期総会、国保制度改善強化全国大会、有明海沿岸道路西部地区建設促進期成会要望活動、全国防災・危機管理トップセミナー、全国治水砂防促進大会、全国簡易水道理事会及び簡易水道整備促進全国大会に出席し、各種要望の実現に向けて意思統一を図り、県選出国會議員や関係省庁等への要望活動を実施いたしました。

加えて、11月27日からインバウンド需要を開拓すべく、太良町観光協会、太良町竹崎かに旅館組合、料理飲食店組合と共に台湾へ出張しました。日本の観光情報を取り扱う台湾と香港に影響力のある事業所と協力して、台湾のメディア13社に対し太良町の魅力を紹介し、台湾観光客誘客の仕掛けを実施してまいりました。

また、台湾の台東県には多良駅と同じ名前の風光明媚な駅があり、駅名を縁に友好関係を築きたく、台東県政府を表敬訪問してまいりました。台東県の国際開発企画室の方と駅がある基礎自治体の太麻里郷長と意見交換し、学校の交流、太麻里郷との果物やゆるキャラでの交流、観光プランの創出など、具体的な案を話し合っただけでまいりました。

以上、報告申し上げます。

○議長（江口孝二君）

これで行政報告は終わりました。

日程第6 議案一括上程

○議長（江口孝二君）

日程第6. 議案の上程。

町長提案の諮問第4号及び議案第72号から議案第95号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

改めまして、おはようございます。

それでは、順を追って提案理由を説明させていただきます。

諮問第4号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本案は、令和6年6月30日をもって任期満了となる岡絵里子氏を継続推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

住所は太良町大字多良1775番地、生年月日は昭和40年4月22日であります。

なお、任期は令和6年7月1日から令和9年6月30日までであります。

次に、議案第72号は、太良町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてであります。

本案は、太良町漁業集落排水事業が地方公営企業法の一部を適用するに当たり、必要な事項を定めるため、制定するものであります。

次に、議案第73号は、太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

なお、主な改正内容については子どもの医療費等の助成事務に利用する特定個人情報の医療保険給付関係情報に健康保険法等を追加するものであります。

次に、議案第74号は、太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、育児休業をしている職員に係る期末手当の支給対象に会計年度任用職員を加えるために改正を行うものであります。

次に、議案第75号は、太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、佐賀県人事委員会勧告に基づき、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、期末手当の支給率であります。

次に、議案第76号は、町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、佐賀県人事委員会勧告に基づき、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、期末手当の支給率であります。

次に、議案第77号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、佐賀県人事委員会勧告に基づき、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、期末勤勉手当の支給率及び一般行政職給料表であります。

次に、議案第78号は、太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、佐賀県人事委員会勧告及び地方自治法の一部改正に基づき、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、会計年度任用職員の給料表及び勤勉手当の支給であります。

次に、議案第79号は、太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、全世代対応型の持続的な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、改正の主なものについては、出産予定の国民健康保険被保険者に対する国民健康保険税のうち、産前産後期間の所得割額及び均等割額を免除するものであります。

次に、議案第80号は、太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、認定こども園の認定または認可に係る手続方法等を改正するものであります。

次に、議案第81号は、太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、所管官庁が内閣府になったため、監督大臣を厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めるものであります。

次に、議案第82号は、太良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、条例中引用する地方自治法の条項を改める必要があるため、改正するものであります。

次に、議案第83号は、太良町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、条例中引用する地方自治法の条項を改める必要があるため、改正するものであります。

次に、議案第84号は、太良町過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。

変更の主な理由につきましては、民間の保育園移設整備事業計画に対し、国庫補助率のか

さ上げや過疎対策事業債の活用など財政的支援を有利に行うため、太良町過疎地域持続的発展計画への新たな事業の追加に伴う計画変更について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第85号は、辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。

蕪田・柳谷辺地内の町道蕪田中尾線道路改良事業及び蕪田地区簡易水道施設整備事業につきましては、令和6年度から令和10年度までの5か年計画で辺地対策事業として整備を行っていきたいと考えております。

この事業に対し、辺地債を充当したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第86号は、佐賀縣市町総合事務組合同規約の変更についてであります。

本案は、佐賀縣市町総合事務組合が行う退職手当の支給に関する事務の共同処理に佐賀県東部環境施設組合が参加するに当たり規約の変更が必要となったため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第87号は、指定管理者の指定についてであります。

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、太良町中山キャンプ場の指定管理者の候補者として、次の者を選定いたしました。

指定する団体は、太良美装代表江川栄二、指定の期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までであります。この指定管理者の指定を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第88号は、指定管理者の指定についてであります。

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、太良町社会教育施設等の指定管理者の候補者として、次の者を選定いたしました。

指定する団体は、太良美装代表江川栄二、指定の期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までであります。この指定管理者の指定を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第89号は、令和5年度太良町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ1億1,198万1,000円を増額し、補正後の予算総額を82億3,239万円とするものであります。

それでは、歳出の主なものから御説明いたします。

補正予算書の15ページを御覧ください。

一般管理費の行政文書管理見直し業務委託料7,170万円の減額は、行政文書管理の効率化を目的として計上していたファイリングシステムの導入を見送り、職員独自での文書整理等を行ったために減額するものであります。

行政文書ペーパーレス化委託料480万円は、既存のタブレット端末を活用し、行政文書の

ペーパーレス化を推進するための経費であります。

空き家等実態調査業務委託料558万8,000円の減額は、事業内容を精査した結果、類似の調査を企画商工課で実施しており、危険家屋に係る情報も収集できると判断したため、総務課における当該事業は見合わせることにし、減額するものであります。

16ページを御覧ください。

企画財政管理費の移住定住促進事業補助金500万円は、町内への移住や定住促進を図るために経済的支援を行うもので、今後の所要額を見込み増額しております。

18ページを御覧ください。

戸籍住民基本台帳費の戸籍附票システム改修委託料419万2,000円及び住民基本台帳システム改修委託料668万6,000円は、マイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記などを行うための戸籍附票システム及び住民基本台帳システムの改修に要する経費であります。

19ページを御覧ください。

県議会議員選挙費の投票管理者等報酬から次のページの選挙用機器リース料までの減額及び県支出金精算返納金の計上は、本年4月9日に執行された県議会議員選挙が無投票となったことに伴う関係経費の減額及び選挙費委託金の精算返納金であります。

21ページを御覧ください。

社会福祉総務費の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（2次分）であります。7,350万円は、食料品等物価高騰の影響を受けている令和5年度分の住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し1世帯当たり7万円を給付するもので、本年7月に実施した3万円給付に引き続き実施するものであります。

なお、対象世帯は1,050世帯を見込んでおります。

また、本事業の実施に係るシステム改修委託料120万円のほか、関連する経費についても計上しております。

国民健康保険特別会計繰出金（事務費等）に係るものであります。146万5,000円は、今回の補正により国民健康保険特別会計で行う国民健康保険税システムの改修に係る繰出金であります。

国民健康保険特別会計繰出金（財政安定化支援事業）312万2,000円の減額は、本年度の繰出金の額の決定によるものであります。

24ページを御覧ください。

児童福祉総務費の子どもの医療費助成194万7,000円は、ゼロ歳児から18歳までのお子さんへ医療費を助成するもので、今後の所要額を見込み増額しております。

26ページを御覧ください。

予防費の予防接種健康被害救済制度給付費4,444万8,000円は、予防接種後の健康被害に対

する救済制度により、国から健康被害の認定を受けられた方に対し、医療費や死亡一時金などを給付するもので、財源については全額国庫負担金を特定財源として充当しております。

環境衛生費の家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金587万6,000円は、事業量の増加に伴うもので、5人槽2基、7人槽8基、合計10基分の事業量の増加を見込んでおります。

27ページを御覧ください。

し尿処理費の鹿島藤津地区衛生施設組合負担金168万4,000円は、第1処理場の経年劣化に伴う大規模改修事業の事業費の増加等に伴い増額するもので、補正後の負担金総額は8,982万6,000円となっております。

33ページを御覧ください。

町道法面伐採及び路肩清掃委託料200万円は、町道法面及び路肩の支障木等の伐採等に係る経費で、今後の事業量を見込み増額しております。

町道維持補修事業300万円は、町道の路面舗装補修等に係る経費で、本事業についても今後の事業量を見込み増額しております。

港湾管理費の県営港湾整備交付金事業負担金400万円は、大浦港の航路泊地浚渫事業に係る地元負担金で、事業費の増加に伴い増額するものであります。

34ページを御覧ください。

住宅管理費の修繕料130万円は、町営住宅の退去時等の修繕費用が当初予算を大きく上回ることが予想されるため、増額するものであります。

防災費の防災カメラ交換工事負担金99万9,000円は、多良川及び糸岐川に設置している防災カメラを夜間でも見やすいよう高感度カメラへ交換するための工事に対する負担金であります。

40ページを御覧ください。

農地等災害復旧費の農地等災害復旧事業（補助・現年災）の分ですけれども、255万円は、5月上旬の豪雨により被災した農地（田）1か所の災害復旧工事に要する経費を計上しております。

このほか、各歳出予算に計上しております人件費の補正は、佐賀県人事委員会勧告に伴う太良町議会議員及び町長等の期末手当の支給割合の改定や職員の給与並びに期末勤勉手当の支給割合の改定等に係る経費を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

10ページを御覧ください。

分担金及び負担金及び国庫支出金並びに次のページの県支出金は、それぞれ先ほど御説明いたしました歳出事業の特定財源として計上しております。

12ページを御覧ください。

基金繰入金の財政調整基金繰入金3,260万6,000円は、今回の補正に係る財源調整のため、

またふるさと応援寄附金基金繰入金1,190万円は、移住定住促進事業補助金、家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金及び町道維持補修事業等の財源として計上しております。

雑入の佐賀県後期高齢者医療広域連合負担金精算返還金229万5,000円及び介護保険費負担金精算金793万5,000円は、ともに令和4年度の市町負担金の額の確定によるものであります。

町債の農地等災害復旧事業債（現年災）の80万円は、農地等災害復旧事業の特定財源として計上しております。

6ページを御覧ください。

第2表の地方債補正につきましては、先ほど御説明いたしました農地等災害復旧事業の財源として、農地等災害復旧事業債（現年災）を追加するものであります。

一般会計につきましては以上でございます。

次に、議案第90号は、令和5年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

7ページを御覧ください。

保険料還付金31万円は、今後の所要額を見込み、計上するものであります。

なお、財源につきましては、一般会計からの繰入金であります。

次に、議案第91号は、令和5年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

7ページを御覧ください。

一般管理費の電算システム改修業務委託料146万5,000円は、産前産後期間の国民健康保険税免除に伴う電算システム改修内容の変更により増額するものであります。

なお、財源につきましては、全額一般会計からの繰入金であります。

一般管理費の国民健康保険市町村事務処理標準システム導入業務委託料1,680万円は、県内市町で同一の国民健康保険事務処理を行うためのシステム導入に係る経費を計上するものであります。

なお、財源につきましては、国民健康保険給付費基金繰入金及び一般財源であります。

8ページを御覧ください。

一般被保険者保険税還付金の一般被保険者還付金36万円は、今後の所要額を見込み、計上するものであります。

県支出金精算返納金62万8,000円は、実績等による精算返納金であります。

なお、今回の補正に係る財源については、予備費で調整しております。

次に、議案第92号は、令和5年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてであります。

4ページを御覧ください。

歳出の一般管理費17万3,000円は、佐賀県人事委員会勧告に伴う給与改定及び共済組合負

担金の定時決定に伴う人件費12万7,000円の増、並びに公営企業法一部適用に伴う郵便振込取扱票の印刷費用4万6,000円の増によるものであります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第93号は、令和5年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

3ページを御覧ください。

収益的支出の配水及び給水費36万円、総係費10万5,000円は、佐賀県人事委員会勧告に伴う給与改定及び共済組合負担金の定時決定等によるものであります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第94号は、令和5年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

3ページを御覧ください。

収益的支出の配水及び給水費17万5,000円、総係費6万3,000円は、佐賀県人事委員会勧告に伴う給与改定及び共済組合負担金の定時決定によるものであります。

4ページを御覧ください。

支払利息及び企業債取扱諸費1万3,000円は、令和4年度起債借入れに対する利率の改定に伴うものであります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第95号は、令和5年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。

3ページを御覧ください。

病院事業費用の給与費及び4ページの居宅介護支援事業費用の給与費407万6,000円の増減は、会計年度任用職員の人事異動によるものです。

居宅介護支援事業収益の介護保険収益240万円は、人事異動による収益増を見込んでおります。

なお、増額分は、予備費で調整しております。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

日程第7 委員長報告

○議長（江口孝二君）

日程第7. 委員長報告。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（竹下泰信君）

皆さんおはようございます。

議長の許可を得ましたので、9月議会において付託されました行政視察について報告をいたします。

総務常任委員会では、去る11月8日に鳥栖市の鳥栖市民体育館の輻射式冷暖房装置の導入状況や運営状況等について視察を行いました。

視察の内容については、鳥栖市民体育館において、鳥栖市スポーツ文化部スポーツ振興課課長補佐時田丈司氏から説明を受けました。

鳥栖市民体育館は、昭和50年から51年にかけて若楠国体の際に建設されています。隣接しているスポーツホールが3施設あり、柔道場2面、剣道場2面、バレーボールや卓球などが行われるホールは、平成元年から2年にかけて建設されています。この施設の広さは、体育館はバスケットボールコート2面が取れ、1,292平方メートル、2階の観覧席が648席設置されています。そのほか、3つのスポーツホールの広さは、それぞれ449平方メートル、444平方メートル、442平方メートルとなっています。

これまで市議会や市民の方から、この体育館に空調設備の導入を望む声がありましたが、2024年に佐賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が行われることから、2021年からリニューアルが実施されており、床の改修工事、照明のLED化と併せて、空調施設の新設が行われることになりました。

施設の新設に当たっては、導入コスト、快適性、災害等が起こった際の避難所として活用することなどを考慮して、設備の選定、採用が行われています。

具体的には、体育館やスポーツホールの稼働状況に応じて、電気方式、ガス方式を採用し、稼働率が高い施設は電気、低い施設はガスを採用し、体育館については風の影響を受けない輻射方式——ハイブリッド方式ですけれども——が採用されています。

輻射とは、放射とも呼ばれることもあり、放射された熱が室内の壁や天井に反射して部屋全体に伝わる熱のやり取りのことで、部屋全体が均一に暖め、または冷やされることを言うそうです。輻射方式とは、輻射式冷暖房装置と対流式高性能エアコンを組み合わせたエコウインハイブリッドのことで、冬は足元から暖かい暖房が、夏は快適な輻射式冷房が最大の特徴となっているそうです。

設備後の体育館全体のランニングコストは、空調設備の導入と同時に照明のLED化を実施したので、改修前とほぼ変わっていないとのことでした。空調設置に係る経費については2億1,400万円であったそうですが、国の社会資本整備総合交付金を活用したので、市からの負担は5割で賄うことができたそうです。

空調設備導入後は、利用環境が改善されたことにより、特に夏期の利用者の反響が大変よく、利用者も大幅に増加しているそうです。

利用料金の設定については、電気料金やガス料金を基に算出しているそうですけれども、

周辺自治体よりも安価に設定していることも増加の一因ではないかと考えているそうです。

競技によっては、夏期に行われる全ての大会を鳥栖でやったらどうかとの話もあるそうです。

設備の維持管理については、専門業者に外部委託を行い、保守点検を年4回実施しているそうです。

今後の活用については、鳥栖市は交通の要衝ということもあり、諸大会を県内外、広範な地域から誘致することや日常の練習などにも有効活用していただき、人が集うような施設にしたいとのことでした。また、施設全体が老朽化しているのも、これに伴う改修をどのようにするのが今後の課題とのことでした。

本町では、小・中学校の体育館は4施設あり、子供たちの体育の授業を中心に活用されています。近年、梅雨時期から夏場にかけて、線状降水帯による集中豪雨の発生や、真夏日の増加などによる熱中症の発症も懸念されています。

このようなことから、本町としても、学校体育館に冷暖房設備を導入して、快適な授業環境による熱中症の防止、災害時の避難場所として活用することも検討する必要があると感じたところでございます。財源につきましては、国、県の支援事業及びふるさと応援寄附金で対応してはいかがでしょうか。

今回の行政視察は、小・中体育館の環境整備と有効活用に対して一考させられる有意義な視察でした。

以上をもちまして総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（江口孝二君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（待永るい子君）

皆さんおはようございます。

議長の許可を得ましたので、9月議会において付託されました所管事務調査について報告いたします。

経済建設常任委員会では、10月23日に農地及び農業用地の管理などについての現状を把握するため、補修、改修等の要望書が提出されている川原地区と里地区の視察をいたしました。

川原地区では、基盤整備されて40年ほど経過し、老朽化や道路路肩の崩落など危険箇所が多い状況であり、水路においては側溝や暗渠のパイプが小さいため雨量が多いときはオーバーフローして道路や民家に水が流れているとのこと、補修、改修の必要性が高いと思われました。また、水田の法面も上が崩れやすくあぜが痩せている状況であります。里地区では、町道から農地へ続く里道の法面が崩壊し、危険な状況となっております。太良町全体にお

いても、大雨等被災した箇所が修復されず放置されているところも見受けられております。

補修、改修となれば補助金はあるものの自己負担が発生し、住民また農業者の高齢化などで前向きに対処できないケースも多々あるように見受けられます。しかし、近年、集中豪雨などで災害が頻繁に発生していることを考慮すると、補修、改修の必要性は高いと思われます。

補修、改修のための財政的負担が個人にとって大きくなれば、廃業のほうへと進む人が増加し、耕作放棄地が増え、有害鳥獣も増え続けるという負の連鎖が続いていくと考えられます。そうならないためにも関係者との対話を重ね、計画的に補修、改修を進めながら持続的、安定的農業を目指すさらなる環境づくりが重要であると考えております。

このような中、今後の予算編成ではその点を考慮した予算配分の検討はもちろん、危険性、緊急性、使用頻度の割合などの優先順位を選査しながら計画的に整備を進めていくと同時に、少しでも多くの環境整備をしていくためには原材料支給の拡充や除草シートの活用なども必要と感じております。

以上をもちまして経済建設常任委員長報告を終わります。

○議長（江口孝二君）

これで経済建設常任委員長の報告を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

以上で委員長報告を終わります。

これをもって本日の議事日程を終了しましたので、これにて散会いたします。

午前10時29分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 口 孝 二

署名議員 田 川 浩

署名議員 所 賀 廣

署名議員 川 下 武 則